

とちぎ広域消防事務組合の運営に関する検討状況について（報告）

令和3年1月14日
総務委員会提出資料

1 給与制度

給与制度の統一については、平成26年3月に策定した十勝圏広域消防運営計画（以下「運営計画」という。）に則り、帯広市の給与制度を基本として検討を進め、平成30年4月にとちぎ広域消防事務組合職員給与条例（以下「組合給与条例」という。）を施行し、令和元年度の新規採用職員から先行して統一を図っています。

既存消防職員については、令和3年度からの適用を検討しています。

(1) 既存職員の給与統一にかかる基本的考え方

○ 給与制度（給料・諸手当）〔運営計画 第3章第4項第2号ア 抜粋〕

広域化後の給料・諸手当は、同一職場における職員間に不公平が生じないよう、広域化後5年時点で、3年間の現給保障を行いつつ、人員の最も多い帯広市の制度に一元化することを基本とし、それまでの間は、広域化前の例によるものとする。

(2) 給与条例の適用

組合給与条例を適用することを基本としますが、構成市町村の地域実情を踏まえ、一部手当については、構成市町村の給与条例を適用することとします。

(3) 昇任、昇格

既存消防職員の昇任及び昇格については、とちぎ広域消防事務組合職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成30年4月1日施行）に基づいて行うこととします。

2 職階級

階級の統一については、「消防吏員の階級の基準（消防庁告示）」に基づき、各階級で適用する基本的な役職を定め統一を進めています。

階級

○ 階級 〔運営計画 第3章第4項第4号 抜粋〕

消防局長の階級を「消防正監」、消防局次長の階級を「消防監」、消防署長の階級を「消防監又は消防司令長」とし、その他の階級は現階級を保証しつつ、広域化後5年時点で帯広市消防本部の階級に統一します。

3 勤務形態

勤務形態については、運営計画に則り2部制へ移行するとともに、就業時間等の統一を進めています。

勤務形態

○ 勤務形態 〔運営計画 第3章第3項第3号 抜粋〕

広域化時点では、署所の運営が現行どおりのため、現状の勤務形態を継続し、広域化後5年時点で2部制への統一を目指します。

4 消防力の基準

消防力の整備指針に基づき、各消防署や構成市町村の地域の実情を反映した消防力の算定をまとめ「消防力の基準」の検討を進めています。

帯広消防署管轄の状況

		項 目	現 況	基準案
署 所		市 街 地	5 署所	5 署所
		準 市 街 地	1 署所	1 署所
		そ の 他 の 地 域	1 署所	1 署所
		合 計	7 署所	7 署所
常 備 車 両	消防ポンプ自動車	市 街 地	7 [*] 台	7 台
		準 市 街 地	1 台	1 台
		非 常 用	1 台	1 台
		計	9 [*] 台	9 台
	梯子車	子 車	2 台	2 台
		化 学 車	2 台	2 台
		救 助 工 作 車	1 台	1 台
		指 揮 車	1 台	1 台
		そ の 他 の 車 両	7 台	7 台
		救 急 車	計	6 台
非 常 備 車 両	消防ポンプ自動車	市 街 地	5 台	5 台
		準 市 街 地	1 台	1 台
		そ の 他 の 地 域	6 台	6 台
		計	12 台	12 台
職 員 数			192 名	192 名
消 防 水 利			1,811 基	1,817 基

※化学車2台の換算分含む

5 広域化消防施設・設備整備計画

消防庁舎、消防水利、消防車両、消防資器材については、更新目安を定め整備計画の検討を進めています。